

## 事業に係る資格要件及び必要な添付書類

番号	業種名	資格要件	添付書類
1	清掃業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物清掃業登録証明書</li> <li>・建築物環境衛生総合管理業登録証明書</li> </ul>
2	警備業	警備業法に基づく都道府県公安委員会の認定を受けていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警備業認定証</li> </ul>
3	機械警備業	警備業法に基づく都道府県公安委員会の認定を受けており、かつ石川県公安委員会に機械警備業の届出が受理されていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警備業認定証</li> <li>・機械警備業届出受理書</li> </ul>
4	空気環境測定業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物空気環境測定業登録証明書</li> <li>・建築物環境衛生総合管理業登録証明書</li> </ul>
5	飲料水貯水槽清掃業務	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書</li> </ul>
6	ねずみ昆虫等防除業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書</li> </ul>
7	浄化槽維持管理業	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽保守点検業登録証明書</li> </ul>
8	空調設備保守管理業	労働安全衛生法に基づく「ボイラー技士」及び消防法に基づく「危険物取扱者」の有資格者を雇用していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボイラー技士免許証</li> <li>・危険物取扱者免状</li> </ul>
9	消防設備保守管理業	消防法に基づく「消防設備士」又は「消防設備点検者」の有資格者を雇用していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防設備士免状</li> <li>・消防設備点検資格者免状</li> </ul>
10	電気設備保守管理業	電気事業法に基づく「電気主任技術者」の有資格者を雇用していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気主任技術者免状</li> </ul>
11	電話設備保守管理業	工事担任者規制（郵政省令）に基づく「工事担任者」の有資格者を雇用していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事担任者資格者証</li> </ul>
12	昇降機保守管理業	建築基準法に基づく「建築士」又は「昇降機検査資格者」の有資格者を雇用していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士免状</li> <li>又は</li> <li>・昇降機検査資格者登載証</li> </ul>
13	設備機器運転監視業	労働安全衛生法に基づく「ボイラー技士」、消防法に基づく「危険物取扱者」及び「消防設備士」又は「消防設備点検資格者」並びに電気事業法に基づく「電気主任技術者」の有資格者を雇用していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボイラー技士免許証・危険物取扱者免状</li> <li>・消防設備士免状</li> <li>・消防設備点検資格者免状</li> <li>・電気主任技術者免状</li> </ul>
14	一般廃棄物処理業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び第7条の規定に基づく許可を受けていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物収集運搬業許可証</li> <li>・一般廃棄物処分業許可証</li> </ul>
15	産業廃棄物収集運搬業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の規定に基づく都道府県知事の許可を受けていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物収集運搬業許可証</li> <li>・産業廃棄物処分業許可証</li> </ul>
16	その他の保守管理業	上記に掲げる以外の事業で建築物を管理するために必要な保守管理事業を営んでいること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業をするために必要な資格等</li> </ul>
17	樹木等の維持管理業	芝や樹木等を管理するために必要な管理事業を営んでいること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業をするために必要な資格等（造園施工管理技士）</li> </ul>